

別表第1(第2条関係)

地方公共団体等行政文書の種別及び送付		写し及び複製物の作成並びに送付の費用	
(1) 文書、図画又は写真若しくは電磁的記録を印刷物として出力したものの	複写機による白黒複写	A3判以内	1枚につき 10円
		A3判を越えA2判以内	1枚につき 250円
		A2判を越えA1判以内	1枚につき 500円
		A1判を越えA0判以内	1枚につき 1,000円
	A3判以内の複写機によるカラー複写		1枚につき 100円
(2) 電磁的記録	ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複製したもの	1巻につき 200円
	録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複製したもの	1巻につき 150円
	上記以外の電磁的記録	フロッピーディスクに複製したもの	1枚につき 30円
		光ディスクに複製したもの	1枚につき 100円
(3) 上記以外の地方公共団体等行政文書	地方公共団体等行政文書の性質に応じ作成した写し又は複製物	当該写し又は複製物の作成に要する費用に相当する額	
配達証明郵便による送付		郵便料金の額又は郵便料金の額に相当する郵便切手	

備考 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。